

飲用井戸等の安全確保のための指針

1 趣旨

この指針は、ひたちなか市安全な飲料水の確保に関する条例第25条の規定に基づき、飲用井戸等（同条例第2条第7号に規定する飲用井戸等をいう。以下「井戸」という。）の安全の確保を図るため、井戸の設置者が努めるべき適正管理の方法及び汚染時における措置等について定めるものとする。

2 対象

この指針において対象とする井戸は、地下水を利用するもののほか、沢水又は湧水を水源として利用するものを含む。

□ 対象施設例

- (1) 個人住宅で使用する井戸
- (2) 地域において常時50人未満の者が共同で使用する井戸
- (3) 事務所、店舗、工場、学校、旅館、病院、社会福祉施設、公民館、キャンプ場、公会堂等で常時50人未満の者が利用し、又は使用する井戸

3 適正管理の方法

井戸の設置者は、下記に従い、水質検査及び衛生上の措置を講じ適正に管理すること。

◎ 水質検査

(1) 次の表に示す水質検査を行うこと。

| 検査の種類 | 検査時期 | 検査項目 |
|-------------|--------------|--|
| 1 給水開始前水質検査 | 使用開始前 | 水質基準（水質基準に関する省令）に定められている全項目 |
| 2 日常検査 | 常時 | 色，濁り，臭い，味等の異常の有無 |
| 3 定期水質検査 | 年1回以上 | (1) 一般細菌 (2) 大腸菌 (3) 鉄及びその化合物 (4) 亜硝酸態窒素 (5) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (6) 塩化物イオン (7) カルシウム，マグネシウム等（硬度） (8) 有機物（全有機炭素（TOC）の量） (9) pH値 (10) 味 (11) 臭気 (12) 色度 (13) 濁度 (14) その他市内で検出されやすいテトラクロロエチレン，トリクロロエチレン等の項目や給水開始前水質検査で検出された項目 |
| 4 臨時水質検査 | 水に異常を認められた時等 | トリクロロエチレン等に代表される有機溶剤や有害物質等の必要と認められる項目 |

(2) 水質検査の結果，人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは，市に連絡すること。

(3) 水質検査に係る結果成績書等は，3年間保存すること。

◎ 衛生上の措置等

(1) 次に掲げる井戸に関する情報について把握しておくこと。

ア 設置年月日，設置場所，深さ，種類（掘り抜き／打ち込み，深井戸／浅井戸

等)等

イ 蓋, ポンプ, 水槽, 配管等の井戸の構造

ウ 井戸の工事店や修理業者

(2) 井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるとともに, 周囲を常に清潔に保ち, 汚染防止策を講ずること。

(3) 水質検査の結果, 一般細菌又は大腸菌に係る水質基準に適合しないことが判明したときなど必要に応じて塩素による消毒を行うこと。

(4) 次に掲げる井戸の設備について, 定期的に点検を行うこと。

ア ポンプの異常の有無

イ 水槽や配管の異常の有無

ウ 消毒設備・機器等の作動状況

4 汚染時における措置等

井戸の設置者は, 井戸の水質の汚染が判明した場合は, 下記に示す措置等を講ずること。

◎ 給水の緊急停止等

(1) 井戸の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは, 井戸の使用を停止するとともに, 市に連絡してその指導を受け, 及び当該井戸の使用者に汚染の状況を周知すること。

(2) 井戸の使用停止の措置を講じたときは, 代替水を確保すること。

(3) 井戸の使用の再開は, 井戸の復旧に必要な措置を講じた後, 水質検査を行うなど井戸の供給する水の安全を確認してから行うこと。

(4) 必要な措置を講じてもお井戸の供給する水の安全が確保できないときは, 早急に水道に転換すること。

5 その他

井戸の設置者は, 常に井戸の安全確保に係る情報の収集に努めること。

□ 市内の地下水汚染に関する情報

本市では, 地下水の汚染等に係る状況を監視するため, 毎年度に地下水の調査を行っている。当該調査の結果は, 「ひたちなか市の環境に関する報告書」において公表している。